

保険金のお支払状況について

- ・2011年度上半期の長期の所得補償保険(LTD)における保険金のお支払状況は以下のとおりです。
- ・2009年度下期のお支払い対象とならなかった件数の表示に誤りがあり、お詫び申し上げますと共に、今回訂正させていただきます。(誤95件→正63件)
- ・長期の所得補償保険(LTD)とは、病気やケガで働けなくなったときに、失われる所得(収入)を長期にわたって補償する保険です。お支払件数には保険金のお支払が完了したご契約の件数を掲載しております。

保険金のお支払件数及びお支払対象とならなかった件数の内訳

		長期の所得補償保険 (LTD)
お支払い件数		184
お支払対象とならなかった件数	詐欺取消・詐欺無効	0
	告知義務違反解除	0
	通知義務違反解除	0
	重大事由解除	0
	支払事由非該当	59
	免責事由該当	14
	合計	73

(単位:件)

半期毎の時系列推移表

		お支払い件数	お支払対象とならなかった件数
2008(平成20)年度	下半期	227	80
2009(平成21)年度	上半期	246	73
	下半期	180	63
2010(平成22)年度	上半期	198	90
	下半期	177	52
2011(平成23)年度	上半期	184	73

(単位:件)

「保険金のお支払対象とならなかった件数」の内訳に関する用語解説

用語	解説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、保険契約が取消または無効となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
通知義務違反解除	重複する保険契約の通知を保険契約者、被保険者からいただけなかったことにより、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
重大事由解除	保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
支払事由非該当	支払責任日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払事由に該当しなかったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
免責事由該当	被保険者の故意など、保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。